

## 国立大雪青少年交流の家とびえい白金温泉観光組合との 連携・協力に関する協定書

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家（以下「交流の家」という。）とびえい白金温泉観光組合（以下「観光組合」という。）は、次のとおり連携・協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、交流の家と観光組合がこれまで培ってきた信頼関係と連携・協力の実績を基盤に、より一層、緊密かつ組織的な連携・協力体制の充実を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 交流の家と観光組合は、次に掲げる事項について、相互に連携・協力するものとする。

- (1) 冬期クロスカントリースキーコースの使用に関すること
- (2) 観光組合加盟施設宿泊者の交流の家日帰り利用に関すること
- (3) その他交流の家及び観光組合が必要と認めた事項に関すること

2. 前項に掲げる事項の実施に関し必要な事柄については、別に定める。

### （有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、交流の家又は観光組合から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

### （その他）

第4条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、交流の家及び観光組合が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、交流の家と観光組合が各自1通を保有するものとする。

平成21年10月27日

独立行政法人  
国立青少年教育振興機構  
国立大雪青少年交流の家所長

びえい白金温泉観光組合組合長

大越孝夫



西海正博





## 観光組合加盟施設宿泊者の交流の家日帰り利用について

「国立大雪青少年交流の家とびえい白金温泉観光組合との連携・協力に関する協定」第2条第2項の規定に基づき、びえい白金温泉観光組合加盟施設（以下「加盟施設」という。）の宿泊者が国立大雪青少年交流の家（以下「交流の家」という。）を日帰りで利用することについて、以下の通り定める。

### （利用者の条件）

1. 以下の条件を全て満たす者に対して、交流の家は他の利用者の活動に支障ない範囲内において日帰り利用を供するものとする。
  - （1）加盟施設に宿泊していること
  - （2）日本国内に在住していること
  - （3）代表者が19歳以上であること
  - （4）別に定める「日帰り利用申込書」を利用時に提出すること

### （利用時間）

2. 交流の家の利用時間は、午前9時～午後4時の間とする。

### （利用料金）

3. 交流の家は日帰り利用に関して、施設利用料金は徴収しない。但し、クラフト等活動内容によっては、別途材料費を徴収することがある。

### （利用手続き）

4. 利用希望者及び加盟施設は日帰り利用に際し、事前に以下の手続きを行うこと。
  - （1）利用希望者は原則として前日までに加盟施設フロントにて、交流の家の利用希望を申し出る。
  - （2）加盟施設は電話にて交流の家に、空き状況を確認する。この際、代表者名と人数・活動内容を伝えること。  
なお、電話での確認時間は午前9時～午後5時の間とする。
  - （3）交流の家は、空き状況を速やかに確認し、利用の可否を伝える。
  - （4）利用可能の場合、加盟施設は利用希望者に対し、「日帰り利用申込書」を渡す。
  - （5）利用希望者は「日帰り利用申込書」に必要事項を記入の上、利用時に交流の家に提出する。なおこの際、身分を証明するものを提示する。

### （その他）

5. 交流の家利用中は、以下のことに留意すること。
  - （1）交流の家レストランの利用が出来ないこと。
  - （2）利用者が故意又は過失により、交流の家の施設・設備を破損又は亡失した場合は、その弁償の責を負うこと。
  - （3）活動中に職員の指示があった場合は、これに従うこと。